

## 議事の経過・会議記録の概要

会議名：第7回 河内長野市生活保護費不正支出事件外部調査委員会

日時：平成26年1月29日（水曜日）13：00～16：25

場所：河内長野市役所 7階 行政委員会室

出席者：＜委員会委員＞ 新倉委員長、中村副委員長、井川委員

＜聴取対象者＞ 生活保護所管課の元課長（期間：平成20年4月から平成21年3月まで）

＜事務局＞ 小西総務課長、寺本総務課統括主幹、吉川総務課主査

### 1 関係者聴取について

平成20年4月から平成21年3月までの間、生活保護所管課の課長を務めた元課長1名（平成22年3月末退職）に会議への出席を求めて聴取を行った。

なお、関係者聴取を行うに当たり、委員長から聴取を受ける元課長が自由に発言できる環境に配慮するようにとの指示が事務局にあったことから、事務局職員の出席も最小限とし、生活福祉課の職員も立ち会わずに行った。

### 2 主な質疑内容

- (1) 委員から元課長に対しては、主に、生活保護に携わった経歴やその職務内容、経理担当の女性職員が産前産後休暇・育児休業を取得している間に経理業務を不正支出事件の元職員が行うようになった経緯、

多額の現金等を扱う生活保護行政を預かる上で留意した点や管理職（課長補佐・課長）として決裁の上で留意した点、当時の生活保護所管課の職場の雰囲気や状況等について質問がなされた。

(2) 委員からの質問に対し元課長は、次のような回答を行った。

- ・生活保護所管課には通算3回在籍をしており、1度目は担当職員として生活保護の経理業務を担当し、2度目の在籍では、平成10年4月から保護係長、平成11年4月に主幹、平成13年4月から平成18年3月まで課長補佐として在籍、3度目の在籍では、平成20年4月から平成21年3月まで課長として在籍しており、生活保護業務に関しては「経理」と「医療」の業務についての経験はあるが、ケースワーカー、査察指導員（SV）としての職務経験はないこと。
- ・経理担当であった女性職員が平成17年4月に1回目の産前産後休暇・育児休業を取得したことから、別の職員が経理担当の業務を引き継いだ。2ヶ月後の同年6月には本件不正支出事件の元職員が経理担当となった経緯については、当時はケースワーカー、査察指導員、経理担当、医療担当が不定期に係会議を開催しており（課長補佐は係会議に入っていない）、その中で係内の職員の業務分担が決まっていたこと。
- ・生活保護の経理業務は、月1回の定例支給に加えて、追加支給も随時あり、その決裁や随時の追加支給に伴う伝票（決裁）の持ち回りなど、生活保護費の支出のすべてについて管理をしなければならず事務的には大変であったこと。
- ・経理担当とケースワーカーを分離しなければいけないとの認識はあったが、定員の中で業務を行わざるを得ない状況であったこと。人

事当局に対しては、課長として人員要望を行ってきたこと。

- ・課長当時、課では福祉センターの有料化と地域福祉計画の進捗が大きな課題であったことから、課長としては、どうしても生活保護業務よりも社会福祉の部分に業務の大きなウエイトを割かざるを得なかったこと。
- ・保護決定調書の決裁については、課長としてもチェックは行っていたが、基本的に現業に関しては査察指導員（SV）が統括していることから、余程おかしい内容でない限りは決裁をしていたこと。なお、疑問を感じたものは、直接ケースワーカーに確認するなどしていたこと。
- ・また、保護決定調書の決裁の際には、ケース記録とも見比べる必要があることから、保護決定調書の決裁とケース記録は同時に回議するよう所属職員に指導するとともに、課長としてケース記録の内容と保護決定内容の確認を行ってきたこと。
- ・また、課長当時、生活保護の経理状況について、新規の保護決定や廃止の件数などを課長用のパソコンにエクセルで入力し、経費の伸び率などを自分で分析するようにしていたこと。

### 3 次回の河内長野市生活保護費不正支出事件外部調査委員会について

次回の河内長野市生活保護費不正支出事件外部調査委員会は、委員長から生活保護所管課の前課長（課長在籍期間：平成21年4月1日～平成24年3月31日）から聴取したい旨の発言があり、次回の関係者聴取に関しても非公開で行うことについて、委員長が委員に諮って決定された。また、委員長から、聴取を受ける関係者が自由に発言できる環境に配慮するようとの指示があった。

以 上